

様式第6号(第2条関係)

委員会等の会議録

1	会議名	第1回愛南町議員報酬及び特別職給料審議会	
2	議題	(1) 会長・副会長選について (2) 議員報酬の見直しについて (3) その他	
3	開催日時	令和6年7月18日(木) 10時00分から10時50分まで	
4	開催場所	愛南町役場 2階 第1会議室	
5	傍聴者数	0人	
出席者			
6	委員氏名	細川 時史、岩城 美奈子、吉良 美由紀、高橋 伸吉、 前田 和美、島内 弘美、佐伯 謙、齋藤 弘文、内倉 長蔵 齋藤 武俊	
7	担当所属	所属名	総務課
		担当職員 (職・氏名)	課長 立花 慶司 主幹 上田 耕平 課長補佐 近平 高宜
8	その他の 出席職員	所属名	
		出席職員 (職・氏名)	
議事内容(次ページから)			

発言者	発言内容
近平課長補佐	ただ今から、令和6年度愛南町議員報酬及び特別職給料審議会を始めます。開会に当たり、総務課長の立花から委員の皆様にご挨拶申し上げます。
立花課長	(開会挨拶)
近平課長補佐	<p>続きまして委員の皆様を御紹介します。名簿に添って名前を読み上げますので、その場で御起立をお願いします。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>構成員10名全員出席ですので、愛南町執行機関の附属機関設置条例施行規則第4条第2項の規定に基づき、2分の1以上の出席により、会が成立することを御報告します。</p> <p>なお、本日の会ですが、公開とし、審議事項は会の過半数をもって決することとなりますことを申し添えます。</p> <p>これから、審議事項に入ります。会長が選出されるまでは事務局が進行をします。</p> <p>それでは会長、副会長の選出に入ります。本審議会の会長、副会長については、愛南町執行機関の附属機関設置条例施行規則第3条第1項により委員の互選により定めるようになっています。どなたか立候補又は推薦はありますか。</p>
委員一同	(なし)
近平課長補佐	それでは、選出を事務局に一任していただきたいのですが、よろしいでしょうか。
委員一同	(了承)
近平課長補佐	それでは、以前に当審議会の御経験のある方ということで、会長に細川委員、副会長に高橋委員を推薦したいのですが、いかがでしょうか。
委員一同	(了承)
近平課長補佐	ここからの進行は、細川会長にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

発言者	発言内容
<p data-bbox="272 248 400 282">細川会長</p> <p data-bbox="237 394 435 427">近平課長補佐</p>	<p data-bbox="485 248 1386 331">議員報酬の見直しについて審議を行います。事務局から説明をお願いします。</p> <p data-bbox="513 394 1007 427">それでは、事務局から説明します。</p> <p data-bbox="485 443 1386 573">資料2ページをお開きください。「議員報酬の見直しについて」ということで、6月24日に町長から本審議会委員長に提出された諮問書になります。</p> <p data-bbox="485 589 1386 860">資料3ページは「愛南町執行機関の附属機関設置条例(抜粋)」です。担当する事務は議員報酬の額及び特別職の職員で常勤のもの給料等の額に関すること、委員の構成は公共的団体の代表者、委員の定数は10人以内、委員の任期は当該諮問に係る審議の期間となっています。本審議会では議員報酬の具体的な額を決議して、町長に答申することが目的になります。</p> <p data-bbox="485 875 1386 1005">資料4ページをお開きください。「議員報酬の見直しについて(要望書)」です。今回2名の元議員にも委嘱した背景があります。</p> <p data-bbox="485 1021 1386 1384">資料5ページです。「愛南町議会基本条例(抜粋)」です。この条例は、本町の議員発議で令和3年4月1日に施行された条例です。その第19条(議員報酬)では、「議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の課題、議会の果たすべき役割、将来予測等を考慮するとともに、町民の意見を聴取するために参考人、公聴会制度等を十分に活用した後に、愛南町議員報酬及び特別職給料審議会の意見を尊重するものとする。」とあります。</p> <p data-bbox="485 1400 1386 1671">今回の審議会開催に至った背景としては、この第19条の手順は踏まれていません。先般の6月14日に開催された6月定例議会で、一議員の方から、5月に議会から町長に提出した議員報酬の見直しを求める要望書への対応を尋ねられ、町長が「本審査会に諮り7月中旬までに回答を出したい。」と回答した背景があることを申し添えます。</p> <p data-bbox="513 1686 1294 1720">それでは、議員報酬の現状を見ていきたいと思います。</p> <p data-bbox="485 1736 1386 1865">資料6ページをお開きください。「愛南町議会議員の議員報酬等に関する条例(抜粋)」です。議員への支給項目は、議員報酬、費用弁償、期末手当になります。</p> <p data-bbox="485 1881 1386 2011">議員報酬は、第2条の規定により議長月額28万6,000円、副議長月額22万7,000円、議員月額18万1,000円となっています。</p>

発言者	発言内容
	<p>費用弁償は、第4条の規定により委員会若しくは議員全員協議会に出席し、その他公務のため旅行した場合に支給します。</p> <p>期末手当は、第5条の規定により「愛南町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例」を準用しており、年間3.4か月です。</p> <p>資料7ページは、愛媛県内の町議会議員報酬の一覧表(市は除く。)です。現行で愛南町は、議長28万6,000円、副議長22万7,000円でともに3番目、議員18万1,000円は6番目に位置しています。町長給料の23.5%となっています。</p> <p>なお、最近の県下の動向としては、松野町を除き増額協議に向けて準備中です。</p> <p>資料8ページをお開きください。「愛南町議会の議員定数等の変遷」です。合併時74名いた議員は、年々定数を減らし、現行の14名に至っています。なお、報酬額は合併当時から変わっていません。</p> <p>資料9ページは、「愛南町議会の常任委員会委員定数等の変遷」です。合併当初四つあった常任委員会は、「総務文教」、「産業厚生」の二つに集約され、各々委員定数は7名のため、全ての議員が、いずれかの常任委員会に属した形となっています。なお、委員会開催の延べ日数は令和5年度中12回で、委員派遣の回数は2回となっています。</p> <p>資料10ページは、人口に対する議員定数をリスト化しています。</p> <p>資料11ページは、報酬、給料を地域別にリスト化しています。上段は県内の平均値(愛南町は議長、副議長は平均より上。議員は平均より下)、中段は四国内の町村の平均値、下段は全国の人口段階別平均で、愛南町は表中「D(人口1万5,000人以上～2万人未満)に区分(平均より下)されます。</p> <p>資料12ページは、期末手当、費用弁償を地域別にリスト化しています。上段の県内の期末手当支給率、役職加算率(令和5年度時点)は結果一緒です。費用弁償については、本町は1,000円＋交通費としていますが、定額、支給対象外の団体もあります。中段は四国内の状況、下段は全国の人口段階別で、愛南町はDに区分しています。Dの中では、支給なしの団体が約6割を占めている状況です。</p> <p>資料13ページは、政務活動費の制定状況です。県下はいずれも制定していません。四国内も香川県内の3団体です。下段は</p>

発言者	発言内容
細川会長	<p>全国の制定状況ですが、制定していない町村が約8割という現状です。</p> <p>次に、当日資料として用意したクリップ留めの配布資料を御覧ください。町議会議員報酬の適正化に関する決議書です。</p> <p>1枚目が「町議会の議員報酬の適正化に関する決議」ということで、令和6年7月2日付け愛媛県町村議会議長会で決議されたものです。</p> <p>2枚目が「議会・議員活動の豊富化、議員報酬の適正化に関する決議」ということで、令和6年7月10日付け全国町村議会議長会、都道府県会長会で決議されたものです。</p> <p>以上で事務局からの説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。委員の皆様、質問や意見があれば御発言ください。</p>
齋藤武俊委員	<p>合併当時76の定数が24になり、そういう大きな変化があった時にある程度議員報酬の改革をして上げておけばと思います。更に定数が24から14になってどんどん減っているのに、報酬は合併から全然変わっていないということで、物価高騰も考えるとやはりある程度の増額はすべきだと思います。</p> <p>そうすることによって、30代、40代の方が、議員に出てみようかと思うことができます。所得や年金がないと議員になれないというのではなく、もっとやる気のある人を受け入れられる形が必要だと思います。</p>
細川会長	<p>ありがとうございます。ほかに御意見はありませんか。</p>
高橋委員	<p>上げることにしては賛成です。確かにこの報酬では、仕事をしながらでないとできません。ほかの町村に倣うなど書いていますが、定数14人で人数は良いと思いますが、選挙に係る経費の削減、例えば、町長選と議員選挙を一緒にして削減した経費を報酬に使うというように、ただ単に上げるのではなくそういうことも考えるべきだと思います。</p> <p>これは聞いた話ですが、4月17日の地震で愛南に被害は少なかったのですが、外泊の石垣が10か所程度崩れたのに、このことに関して、議員は誰も見に来ないという意見もあったりして、議員は何をしているのかということもあります。スキルアッ</p>

発言者	発言内容
	<p>プもしてもらいたいです。</p>
細川会長	<p>これは幾ら上げると金額まで決めるのですか。難しいところがあるのではと思いますが。</p>
立花課長	<p>金額のところまでかというところですが、事務局としましては、答申の中にその金額提示までを盛り込みたいと考えています。</p>
齋藤弘文委員	<p>愛媛県の町村会の平均の 20 万 1,000 円といった金額を出すわけですか。</p>
立花課長	<p>事務局で整理しているところで申し上げますと、金額を提示した答申でないと幾らが妥当なのかという根拠がなく、判断が難しくなります。</p> <p>齋藤(弘)委員が言われましたように、県平均にするかどうかについては、参考として県内の町も含めて提示しました。一方で、本日の追加資料の県の町村議会議長会で決議された資料中、類似団体や近隣町にとられることなくというところもあったり、当審議会がこの辺をどう皆様の御意見を伺って整理するか、議会が導き出した結論について尊重したいとか、委員の皆様が現状の議会からある程度意見を伺いたいということであれば、そういった場も設けないといけないかと考えています。</p>
佐伯委員	<p>町議会議員報酬適正化に関する決議資料で、活動内容を踏まえた原価方式とありますが、私の場合、どちらかという民間の企業の取引が多いので、そういうところ見てみると、企業であれば、ただ経費を増やすだけというのはありえなく、それに対するプラスの面がないといけません。いわゆる経費だけ増やすというのは考えられません。</p> <p>いうならば、この活動内容を踏まえた原価方式が大事な要素であると思いますが、具体的にはどういうものなのか、つまり計算式といいますか、そういうものはあるのでしょうか。</p>
立花課長	<p>ある程度こちらで把握してる内容ですと、議会議員が議員として活動する内容、各常任委員会、あるいは議会定例会、ランダムに開かれます議会活性化特別委員会、議員全員協議会等が</p>

発言者	発言内容
	<p>考えられます。</p> <p>それ以外に、個々の議員が議員活動として取り組んでいる内容も多岐にわたるかと思われます。</p> <p>その辺の資料として、議会側に提示を求めることが想定されます。その辺もありまして、資料の5ページで若干触れた愛南町議会基本条例は、令和3年に議会が主体的に議案として提案をされた条例です。</p> <p>その中の第19条の「議員報酬の改正に当たっては」から始まって、「町政の課題や役割、公聴会制度を十分に活動し、内容を整理した上で議会が主体的に報告書を取りまとめて審議会に諮っていきましょう」というところがありますので、委員が言われた背景には、議会として一定程度御理解があった上で、第19条を定めていると推測します。</p>
佐伯委員	<p>町議会で一回諮ってからでないとなかなか難しいと思います。</p>
細川会長	<p>私の私見ではありますが、具体的な金額というのはちょっと出しにくいかなあとと思います。なのでまず、減額というのは今の感じではないと思いますが、増額するのか、現状維持なのかということで、御意見を集約したらどうかと思いますが、皆さん増額に反対という方はおられますか。</p>
委員一同	<p>(反対者なし)</p>
細川会長	<p>それでは増額という方向で進めたいと思います。</p> <p>それでは、皆さんもう御意見も出し尽くしたと思いますので、皆さんの意見や他団体の状況等から議員報酬を上げる方向で検討したので良いかと思いますが、具体的な額については、当審議会では判断するのが難しいと思います。</p> <p>そのため、一度議会に具体額の提示を求めて、その提示に対して本審議会で審議する方法をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
細川会長	<p>また、要望書でもあるように、次回の審議会では、議員から</p>

発言者	発言内容
委員一同	<p>意見を聴取する場を設けてはと考えていますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
細川会長	<p>ありがとうございます。それでは、議会の提示を受けた後に再審議を行うこととします。議会への依頼文については、事務局で検討していただきます。</p> <p>以上で、議員報酬の見直しに係る審議を終わりたいと思いますが、その他、御質問等はありませんか。</p>
内倉委員	<p>先ほどから皆さんの意見を聞いていたのですが、その中で2点気になることがあります。まず1点は、議会基本条例の第19条の町民の意見を徴するために公聴会制度を活用して等の説明がありましたが、6月の定例会でこのことについて質問が出て、町長がそれに対して7月中旬に回答すると答弁があり、急遽この審議会を開くことになったと思います。</p> <p>本来ならここに議会基本条例があるわけで、公聴会制度等を活用して町民からの意見を聞き、要望書を提出するところですが、愛南町議会基本条例ができて3年くらいしか経っていないのに絵に描いた餅なのか、議会から基本条例を制定したのなら、今回は時間がなかったかもしれないが、公聴会をするのが本来ではないかというのが1点です。</p> <p>それと、先ほど高橋委員から町長選挙と議員選挙の同日提案があつて、経費削減と併せて考える提案があつたと思いますが、その件について、私の意見として同日選挙に反対はないのですが、町長選挙日に議会選挙を合わせると10月になります。前回の議員選挙があつた時に、定年退職を受けて役場、民間企業、農協など定年退職した方が議員に立候補してみようとなるには、ちょうど年度末で定年ということでタイミング的に良かったと思います。</p> <p>それが、10月になると、半年早めに退職をされることになるのと、もう1点大事なことを忘れていて、合併当初74名議員がいて、10月1日に5か町村が合併して一つの町になったその時に、議員特例で半年間任期を延長し、皆で協議の結果、自主解散しようということになり、4月になった経緯があります。今度それをもう一度10月にというのなら、町長選挙を4月にして</p>

発言者	発言内容
高橋委員	<p>議員選挙と合わせたらどうでしょうか。同日選挙に議員の中でもその意見があるが、なかなか3分の2の賛成が得られるかどうか分かりませんが、私は10月というのは、せっかく自主解散で早めたものをまた戻すというのはどうかと思います。</p> <p>そういう経緯があったことは知らなかったのですが、町長選を4月にするとか、議員さんもいろいろ経費削減のことに関して考えてもらいたいです。選挙だけでなく、町民の血税であることを考慮し、経費削減にも取り組んで、それで上げるのなら良いと思います。</p>
細川会長	<p>ほか御意見はありませんか。</p> <p>それでは今回の議案は、議員報酬の見直しについてですので、先ほど言った案を進めたいと思います。</p> <p>先ほどの内倉委員の御意見だとか、高橋委員の御意見については、事務局で取りまとめをお願いします。</p> <p>ほかになれば、これで愛南町議員報酬及び特別職給料審議会を閉会します。</p> <p>次回継続審議となりますが、よろしくをお願いします。</p>